平成２７年（フ）第１７１号
沖縄県那覇市与儀２丁目19番５号　丸仲アパート103
債務者　上里　理恵
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１７６号
沖縄県那覇市字国場1136番地２　県営国場市街地住宅404
債務者　嘉数　　透
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第６１号
北海道苫小牧市ときわ町１丁目５番４号　ベルコモンズときわ202
債務者　黒川　幸子
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１５号
岩手県釜石市大町３丁目４番12号　青葉ハイツ303号
債務者　川崎　勝子
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２７年（フ）第３５７号
仙台市青葉区愛子東５丁目25番23号　マーベラスＡ棟101
債務者　菅原　信之
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７号
福島県南相馬市原町区上太田字陣ケ崎166番地
債務者　岸上　由美
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２７年（フ）第３２号
福島県いわき市郷ケ丘２丁目14番地の９　パインヒル108
債務者　島村　伸哉
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第３４号
茨城県潮来市新宮317番地
債務者　小松崎由佳
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第９８号
茨城県常総市豊田1359番地８　天野ハイツ３号、前住所茨城県常総市若宮戸214番地９
債務者　瀬古アレサンドロこと　ＳＥＫＯ　ＡＬＥＳＳＡＮＤＲＯ　ＲＥＮＡＴＯ
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第９９号
茨城県常総市豊田1359番地８　天野ハイツ３号、前住所茨城県常総市若宮戸214番地９
債務者　クラウディアアレハンドラ小西キネチエこと　ＫＯＮＩＳＨＩ　ＱＵＩＮＥＣＨＥ　ＣＬＡＵＤＩＡ　ＡＬＥＪＡＮＤＲＡ
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１４３号
茨城県常総市本石下5181番地、前住所茨城県常総市国生1440番地17
債務者　野口　　実
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１５３号
茨城県常総市水海道諏訪町3119番地７
債務者　武井　利夫
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第４３８号
千葉市美浜区幸町２丁目11番13棟305号
債務者　下川　次男
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４６０号
千葉県習志野市実籾１丁目35番１号　リヴェールコート204号
債務者　樺山　幸光
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４６７号
千葉市稲毛区長沼町186番地15
債務者　根岸　雅勝
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４７０号
千葉市稲毛区長沼町184番地１　メゾンボナールⅦ102号
債務者　松戸　忠以
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係